

奥州市監査委員告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年7月31日

奥州市監査委員 及 川 新 太  
奥州市監査委員 松 本 富二郎  
奥州市監査委員 及 川 梅 男

1 監査の概要

(1) 監査の対象とした部課等(機関)名及び監査実施期日等

予備監査 平成24年5月7日及び5月8日

本監査 次のとおり

部課等(機関)名	実施期日	担当監査委員
前沢診療所	平成24年5月9日	及 川 新 太 松 本 富二郎 及 川 梅 男
まえさわ介護センター	平成24年5月9日	
牛の博物館	平成24年5月9日	
前沢温泉保養交流館	平成24年5月9日	
衣川高齢者コミュニティセンター	平成24年5月10日	
衣川診療所	平成24年5月10日	
衣川歯科診療所	平成24年5月10日	
衣川いきいき交流館	平成24年5月10日	
国見平スキー場	平成24年5月10日	
ひめかゆ健康の森	平成24年5月10日	

(2) 監査の対象とした事項及び範囲

平成23年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)における財務等に関する事務の執行

(3) 監査の目的及び着眼点

平成23年度に執行された財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等(機関)名	監査の結果
前沢診療所	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
まえさわ介護センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
牛の博物館	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

前沢温泉保養交流館	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川高齢者コミュニティセンター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川診療所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川歯科診療所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川いきいき交流館	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
国見平スキー場	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
ひめかゆ健康の森	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

なお、次の部課等について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

#### 前沢診療所

契約事務において、契約書の支払遅延利息の率を3.1%としていないものが13件、その他契約事務に不備のあったものが6件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係法令等を遵守のうえ、改善されたい。